

送ハ往々ニシテ軍事ノ機密ヲ漏洩スルコトアルノミナラズ時ニ又士氣ニ
惡影響ヲ及ボスノ虞アリ之ガ爲メ歐米諸國ノ多クニ於テハ軍用機事故ノ
一切ヲ秘密ニ附シアル次第ナルモ他面殉職者等アル場合之ガ記事掲載或
ハ「ラヂオ」放送等ヲ全然禁絶スルハ遺族等ニ對シテ情ニ於テ忍ビ難キモ
ノアリ其ノ他種々困難ナル事情モ可有之ニ就テハ之ガ取扱振ニ關シ各關
係當事者ニ於テ今後一層國家的見地ヨリ秘密漏洩防止及無用ノ刺戟ヲ避
クルコトニ留意シ統計的資料トナルベキ報道ハ努メテ之ヲ避クルコトト
シ已ムヲ得ズシテ記事ヲ掲載スル場合ニアリテモ事故ノ内容、事故發生
機ノ制式性能及悲慘ナル寫眞、記事等ヲ避ケ殉職者ノ功績閱歷等ニ止メ
且成ルベク關係地方ノミニ「ニュース」トシテ取扱ハシムル様示達方御

新聞

新聞

年 月 日
案

海軍省副官
(陸軍省副官)

内務省警保局長
逓信省電務局長
宛

航空事故ニ關スル新聞(雜誌)記事及「ラヂオ
ニュース」取扱振ニ關スル件依頼

軍用航空機事故ニ關スル新聞(雜誌)記事掲載及「ラヂオニュース」放
送ハ往々ニシテ軍事ノ機密ヲ漏洩スルコトアルノミナラズ時ニ又士氣ニ

警保局
12. 水 28
圖 948 号

海軍

悪影響ヲ及ボスノ虞アリ之ガ爲メ歐米諸國ノ多クニ於テハ軍用機事故ノ一切ヲ秘密ニ附シアル次第ナルモ多年殉職者等アル場合之ガ記事掲載或ハ「ラヂオ」放送等ヲ全然禁止スルハ遺族等ニ對シテ情ニ於テ忍ビ難キモノアリ其ノ他種々困難ナル事情モ可有之ニ就テハ之ガ取扱振ニ關シ各關係當事者ニ於テ今後一層國家的見地ヨリ秘密漏洩防止及無用ノ刺戟ヲ避クルコトニ留意シ統計的資料トナルベキ報道ハ努メテ之ヲ避クルコトトシ已ムヲ得ズシテ記事ヲ掲載スル場合ニアリテモ事故ノ内容、事故發生機ノ制式性能及悲惨ナル寫眞、記事等ヲ避ケ殉職者ノ功績閱歴等ニ止メ且成ルベク關係地方ノ「ニューズ」トシテ取扱ハシムル様示達方御配慮相煩度

(本田納)

尙航空事故ノ「ラデオ」放送ハ之ヲ行ハザル様御取計ヲ得度

(本田納)

(終)

海
軍

4	3	2	1	主任	部長
9	8	7	6	5	課長

陸軍省教育班長

年 月 日 記

(陸海軍省副官)

内務省新聞記事取締主務者
 遞信省ラヂオニュー取締主務者 宛

航空事故ニ關スル新聞記事及「ラヂオニュース」
 取扱振ニ關スル件依頼

用航空機事故ニ關スル新聞記事掲載及「ラヂオニュース」放送ハ往々
 シテ軍事ノ機密ヲ漏洩スルコトアルノミナラズ時ニ又士氣ニ惡影響ヲ



計了

(本田納)

海軍

及ボスノ虞アリ之ガ爲メ歐米諸國ノ多クニ於テハ軍用機事故ノ一切ヲ秘
 密ニ附シアル次第ナルモ他面殉職者等アル場合之ガ記事掲載或ハ「ラヂ
 オ」放送等ヲ全然禁止スルハ遺族等ニ對シテ情ニ於テ忍ビ難キモノアリ
 其ノ他種々困難ナル事情モ可有之ニ就テハ之ガ取扱振ニ關シテハ各關係
 當事者ニ於テ今後一層國家的見地ヨリ秘密漏洩防止及無用ノ刺戟ヲ避ク
 ルコトニ特ニ留意セシメ統計的資料トナルベキ報道ハ~~努力~~之ヲ避クル
 コトトシ已ムヲ得ズシテ記事ヲ掲載スル場合ニアリテモ事故ノ内容、事
 故發生機ノ制式性能及悲惨ナル寫眞、記事等ヲ避ケ殉職者ノ功績閱歴等
 ニ止メシムル様示達方御配慮相煩度

甲乙ノ種別

五月二十四日午前十時三十分陸軍省新聞班村佐末課各社注意方依嘱

省	號	及	受	付	日	月	取	撥	者	名	時	分	日	月	發	信	者	名	分	區
											時	分	日	月	日	前	後			電話
											時	分	日	月	日	前	後			電話
											時	分	日	月	日	前	後			電話
											時	分	日	月	日	前	後			電報
											時	分	日	月	日	前	後			電話

20

決判 月 日 文書課長

施行 5月24日

案起 昭和三十二年五月二十四日 局受 月 日 號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官 本件ハ書面ニ依リ施行

相成可然哉

第一電報案

年 月 日 警保局長名

警視總監 各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事 取締ニ關スル件

近時新聞紙上等ニ於テ師團ノ増設又ハ

二〇

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

二〇

復活或ハ滿洲移駐等ニ关スル事項ヲ報道スル向アルモ前者ニ关シテハ昭和十一年六月二十五日附通牒ノ陸軍ノ兵團編制ノ改変^{等ニ}关スル件、後者ニ关シテハ昭和七年五月三十日附通牒ノ滿洲國ニ常駐スル帝國ノ兵備ニ关スル記事差止ニ抵触スルモノニ付
 上開ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 上開ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{警告}懸談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

追而本通牒ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取
扱相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關 東 廳 警 務 局 長

樺 太 廳 警 察 部 長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

陸軍省新編班 杉村少佐 旅長要旨

一、現在、十七ヶ師團、二十七ヶ師團之増加、内来

年迄、約々四ヶ師團、滿洲之派遣

滿洲派遣部隊

第廿師團 延吉

第廿八師團 弘吉

第廿十師團 姫路

第廿四師團 宇都宮

滿洲派遣後、師團名、如何ニシテ、同下研究中

二、現在、旅團、廢止、步兵三ヶ隊派、以テ師團、基幹

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	青木	5月29日 前 11時5分	三浦	
大阪府電話		月 日 後 時 分		
愛知縣電話		月 日 後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前 時 分		

甲乙ノ種別

丙

案起

昭和十二年五月二十八日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

五月二十八日

21

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

警視庁、大阪、愛知、電話通達レ
他ハ書面ヲ以テ施行相成可然哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取

締

ニ關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒、滿洲國、交通等

二一

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

ニ关スル記事差止ニ付満蒙諸鐵道、梅輯線ノ部

(三間堡、通化間)ハ来ル六月十日ヨリ仮營業ヲ開始

スル旨来ル六月一日関係當局ヨリ發表アル筈ニ付

為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局
警務部長

受信者名

警保局長

受信年月日時

昭和五年五月十八日 午後三時五分受

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

處分結果

施行顛末

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分
電話
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢一四一

滿蒙諸鐵道中梅輯線(三間堡、通化間)鐵道(表)

記帳濟

(印)

內務省

六月十日ヨリ假營業ヲ開始スル旨未ニ六月一日蘭字出高局

ヲ發表アル等ニ付為念

圖書局

圖書局

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

スル記事差止ニ付本日海軍省ヨリ演習實

施期間、参加部隊等ニ関シ發表アル筈、為

念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

海軍省公表

(昭和十二年六月十一日)

(本公表は明治天皇御教を以て付為念)

今秋九月上旬ヨリ十一月上旬ニ至ル約二ヶ月間ニ亘リ本邦附近海面ニ於テ軍令部總長統裁ノ下ニ海軍大演習ヲ行ハレル同大演習ニハ第一、第二、第四艦隊及横須賀、吳、佐世保ノ各鎮守府、舞鶴、鎮海、大湊ノ各要港部ガ参加シ又演習ノ終期十一月一日ニハ名古屋方面ニ於テ演習部隊ノ觀兵式及空中分列式ヲ舉行セラレル豫定デアル

(終)

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	村山	6月22日 前檢 11時20分	三浦	
大阪府電話	河野	月 日 前後 11時45分	小長谷	
愛知縣電話	町田	月 日 前後 0時19分	夏目	
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

甲乙ノ種別
丙

案起

昭和三十二年六月二十二日
局受 月 日 號
局送 月 日

23

決判 月 日 文書課長
施行 月 日

大臣
警保局長
事務官
理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事 取 締 二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒、滿洲國ノ支

警視廳、大阪、愛知ハ電話通達
他ハ書面ニ依リ通達相成可也哉

同入

三三

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

通等ニ关スル記事差止ニ付本日當局ヨリ滿蒙諸

鐵道ニ关シ佳木斯、虎林間及訥河、墨爾根間

ノ鐵道ハ来ル七月一日ヨリ本營業ヲ開始スル旨

發表アル筈為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名	關東局	受信年月日時	昭和十五年六月二十五日 前 後 五時三十分 受	處分結果	
受信者名	警保局長 警務課長 事務官	決裁月日時	月 日 時 分 決裁	施行顛末	
返信月日時	月 日 前後 時 分 電報	受信者名	取扱者印		

高橋 一七三

滿蒙諸鐵道ニ関シ 佳木斯、虎林間及

チヤウス ユリン

昭は路線ヲ確メタル上

事務官 (印)

(電報譯文) (電話聽取書)

記帳濟

(印)

ノニコウ、メルコン間ノ鐵道ハ來ル七月一日ヨ
納河

リ本營業ヲ開始スル旨、明二十二日關係

當局ヨリ發表スル旨、為念

關西鐵道

關西鐵道

關西鐵道

關西鐵道

關西鐵道

關西鐵道

關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道
關西鐵道	昭和六年六月二十五日	關西鐵道

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午 後 前	午 後 前	號	局	字	官 報
	五時	五時	〇	キカ	一	官 報
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
	五時	五時	〇	キカ	一	
...	指 人 信 受
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	



高檢第一七三號

圖書課長 昭和十二年六月廿一日

秘

事務

理官

事

官

關東局警務部長

警保局
12. 6. 28. 月
圖 1408 号

對	內	朝	臺	關	大	關	駐	民	關	下
務	務	鮮	灣	憲	使	東	滿	政	東	關
省	省	警	警	兵	館	軍	海	部	部	部
務	務	務	務	隊	警	軍	部	警	警	檢
局	局	局	局	司	務	參	參	務	信	閱
保	保	務	務	令	部	謀	謀	司	局	係
次	次	局	局	官	長	長	長	長	長	員
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	殿
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

本日別紙寫ノ通り管下各警察署長ニ對シ電牒セリ

署長ニ電報
由他ニ送ル
通備
後

日高 同



高檢第一七三號

秘

昭和十二年六月廿一日

關東局警務部長

關東州應警察部長
管下各警察署長 殿

新聞記事取締ノ件

滿蒙諸鐵道ニ關シ佳木斯、虎林間及嫩江、墨爾根間ノ鐵道ハ來ル七月一日ヨリ本營業ヲ開始スル旨明廿二日關係當局ヨリ發表アル筈爲念

關機高檢第三〇四六號ノ三

昭和十二年六月廿二日

秘

關東局警務部長

對	內	朝	臺	關	駐	大	關	民	關	下
務	務	鮮	灣	東	滿	使	東	政	東	管
省	省	省	憲	憲	海	館	東	部	州	下
事	務	務	兵	兵	軍	軍	軍	警	各	關
務	務	務	隊	隊	部	部	部	警	應	檢
局	局	局	司	司	參	參	參	信	察	閱
保	保	保	務	務	務	務	務	務	察	閱
局	局	局	局	局	局	局	局	局	署	係
次	次	次	令	令	令	令	令	令	部	係
長	長	長	官	官	官	官	官	官	長	員
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	員
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

新聞記事取締ニ關スル件



昨二十一日附高檢一七三電牒ノ滿蒙諸鐵道ニ關スル發表事項中佳木斯、
虎林間ヲ「林口、佳木斯間ニ」及嫩江、墨爾根間ヲ「訥河、墨爾根間ニ」
訂正相成度

昭和十一年六月五日 内務省

圖書課長 事務官 理事官



年月日

内務省警保局圖書課

警視庁検閲課
各府縣特高課 宛

記事差止通牒文訂正方件

客月二十八日附差止(十二)第二十一号ヲ以テ滿蒙諸鉄道
中梅輯線ノ一部仮営業開始ニ关スル當局發表ノ件通牒
致候處右通牒文中(三間堡)トアルハ(三源浦)ノ誤
并可然御訂正相煩度

圖書課長

高檢第一四一號

昭和二年一月二十八日

供覽

秘

理事官



關東局警務部長

對	內	朝	臺	關	關	大	駐	民	關	下
務	務	務	灣	東	憲	使	滿	政	東	關
省	鮮	省	警	警	軍	兵	軍	軍	部	部
務	務	務	隊	隊	警	部	部	部	部	部
局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局
保	保	保	保	保	保	保	保	保	保	保
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

本日別紙寫ノ通り管下各警察署長ニ對シ電牒セリ

Handwritten notes in cursive script, likely a memo or signature.





高檢第一四一號

昭和十二年五月二十八日

秘

關東局警務部長

關東州廳警務部
管下各警署長
察部長
察署長
殿

新聞記事取締ノ件

湖蒙諸鐵道中梅輯線（三源浦、通化間ノ鐵道ハ）來ル六月十日ヨリ假營業ヲ開始スル旨六月一日關係當局ヨリ發表アル筈ニ付爲念

(G)

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
月 日 時 分		
6月24日 前時40分	北見	北見 150r 西
1月24日 前時50分	西	北見 2.40 西
月 日 時 分		
1月24日 前時15分	北見	北見 2.30 西
		北見 2.30 西
		北見 2.15 西

甲乙ノ種別

區
警視
大阪
愛知
各府
各縣
東京

昭和十年七月三十日附通牒、日滿經濟

新聞記事 取締 二關スル件

警視總監
各府縣長官 (除東京府知事) 一宛

年 月 日

第一電報案

警保局長名

地区中心片ハ電話ヲ以テ通達シ
他ハ書面通牒相成可然哉

大臣
警保局長
事務官

主査圖書課長

案起
昭和十二年六月二十四日
付局受
月第
日號
局送
月
日

24
決判
月 日 文書課長
施行
月 日

二四

第	第	合
號	號	號
送受	送受	送受
月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日

共同委員會ニ関スル記事差止ニ付本日関係

當局ヨリ共同委員會ノ決議事項ニ付發

表アル旨 為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

記帳濟 (印)

發信者名

受信年月日時

處分結果

關東局警務部長

昭和二年六月五日 午後一時十分受

受信者名

決裁月日時

施行顛末

局長

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢一七八

本日 日滿經濟共同委員會決議事

事務官

項ニ関シ關係当局ヨリ弁表マル筈

高野一六

念

駐地官

事務官

圖書官

警務官

...

...

...

...

...

...

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	種類
	午後 前	午後 前	五 〇	キ ヨ ト	カ ン ト	七 〇
	〇時 五分	〇時 五分	號	局	字	官 報
					定指	人 信 受
ル	ノ	ク	シ	ニ	コ	
ハ	ヨ	シ	ト	中	ク	キ
ズ	リ	カ	キ	マ	シ	キ
	ハ	シ	ク	シ	ニ	キ
ハ	ク	シ	イ	ク	キ	キ
キ	シ	ト	コ	シ	キ	キ
シ	ト	コ	シ	キ	キ	キ
シ	ク	シ	カ	ホ	シ	キ
シ	ク	シ	カ	ホ	シ	キ
五	ノ	ク	シ	ニ	コ	



高檢第一七八號
圖書課長

昭和十二年六月二十四日

秘 事務官

關東局警務部長

供覽

局
12. 6. 29. 火
1416 号

對	內	朝	臺	關	關	大	駐	民	關	下
務	務	務	務	務	務	使	使	部	部	部
省	省	省	省	省	省	館	館	軍	軍	軍
務	務	務	務	務	務	警	警	警	警	警
局	局	局	局	局	局	司	司	司	司	司
次	次	次	次	次	次	令	令	令	令	令
長	長	長	長	長	長	官	官	官	官	官
股	股	股	股	股	股	股	股	股	股	股

本日別紙寫ノ通り管下各警署長ニ對シ電牒セリ

警署長ニ電報
由他ニハ
不
得

日高 同大



高檢第一七八號

昭和十二年六月二十四日

秘

關東局警務部長

關東州廳警務部
管下各警署長殿

新聞記事取締ノ件

本日日滿經濟共同委員會ノ決議事項ニ關シ關係當局ヨリ發表スル管爲念

内務省

修正(十二)第二四號 添付書類

南滿洲油化工業株式會社設立之案
は滿洲國共同委員會議事録

昭和十二年六月二十四日 滿洲國政府代表

南滿洲油化工業株式會社(股
東會社)共同委員會議事録は廿四日午前九
時より關東軍司令部において關東
東條陸軍大臣、武部陸軍少將、
長、陸軍顧問、張敬堯外交、呂實業
總長、財政部各部長、農林部各部長等
各委員出席、先づ議程の件を
附議編纂一致をもつて東條委員が
議長に選任せられ、次いで滿洲國
政府より議問のあった
一、南滿洲油化工業株式會社(股
東、滿洲國特殊法人)設立案
案
を附議審議の結果、原案履行然る
べき旨を決定することを決議した

冬季記事

満洲はは新報

あは二十五年は
あは二十二年は

内務省

南満洲油化工業〔假稱〕

設立計畫の内容

資本金五千萬圓の特殊會社

石炭液化工場を阜新に建設

一、工場敷地、阜新縣廣道河子
 一、資本金五千萬圓、出資内訳は
 五分の一、二千圓、出資内訳は
 五分の一、二千圓、出資内訳は
 五分の一、二千圓、出資内訳は
 五分の一、二千圓、出資内訳は

一、工場建設は今夏着手、年末に
 一、工場建設は今夏着手、年末に
 一、工場建設は今夏着手、年末に

一、同社は滿洲國の特殊會社組織
 一、同社は滿洲國の特殊會社組織
 一、同社は滿洲國の特殊會社組織

(H)

主 管 局 號 及 受 付 日 月

合 議 局 號

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

丙

起 案

昭 和 十 二 年 六 月 二 十 九 日

行 月

主 任

同

局 長

圖 書 課 長

事 務 官

官

差 止 內 示 第 七 号

年 月 日

內 務 省 警 保 局 圖 書 課 長

警 視 庁 檢 閲 課 長

大 阪 愛 知 廣 島 山 口 福 岡 各 府 県 檢 閲 課 長

宛

二 五

務

省

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

新聞記事差止事項、内容内示之关スル件

本月二十八日付通牒、京城畿道鍾路警察署ヲ中

心、檢擧取調中、同友會关系事件ニ关スル記事差

止、内示事項左記、通之有之候

記

一、記事差止ノ範圍

本件ハ全般の差止ニシテ凡テノ事項ニ付記事

二五

務省

取締ヲ要ス

ニ事件ノ概要

本件記事差止、主体団体タル同友會ナルモノハ在

米朝鮮独立団体興土團、鮮内別働隊団体ニシテ

興土團ノ創始者タル安昌浩ヲ頭首トシテ鮮内民族

主義者ノ巨頭ヲ網羅シ表面修養団体ヲ装ヒ目

的ノ達成ヲ企図シツ、アリタルヲ京城鐘路警察署ニ於

テ探知シ、本月十七日平壤ニ於テ安鍾^昌浩以下十三名、十

七日平南宣川ニ於テ三名、十九日^南宣川ニ於テ三名、二十日

新義州ニ於テ一名ハ其ノ他各地ニ亘リ合計四十九名ヲ

檢取調中ニシテ之ヲ新聞紙等ニ於テ報道暴露

セラルルニ於テハ、捜査上ノ困難ヲ生セシムルト共ニ一般民族

意識ヲ刺戟シ朝鮮統治上ニ及ボス影響甚カラザル

モノアリト認メ主トシテ朝鮮一移送
スルモノト認ムル新聞

敵ニ対シ罷記事差止ヲ為シタリ

三、参考

朝鮮總督府ニ於テハ本月十日日本件記事差止ヲ

為シタリ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	清水	6月28日 4時35分	高	鶴岡村 6.28.54203
大阪府電話	北川	6月28日 4時40分	大	山 大井 6.28.5455
愛知縣電話	杉田	6月28日 4時45分	日	福岡 山田 6.28.54103
各廳府縣 各准民地)電報		月 日 前 時 分		
東京遞信局電話	手紙	6月28日 4時40分	日	

甲乙ノ種別
乙

案起

昭和三十二年六月二十日
付局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

主查圖書課長
警保局長
事務官

大臣
次官
理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
一宛

大阪、愛知、廣島、山口、福岡

新聞記事 差止 ニ關スル件

京畿道鐘路警察署ヲ中心ニ檢挙取調

第二案 (書面)

年月日

警保局長

朝鮮總督府警務局長 宛

新聞記事差止ニ关スル件

本月二十四日附電報ヲ以テ御照會ニ係ル標記
ノ件本日別紙ノ通各地方長官宛通牒致候

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

朝鮮總督府

受信年月日時

昭和12年6月10日 前8時45分受

處分結果

受信者名

司令長

決裁月日時

6月10日 前11時 0分決裁

施行顛末

返信月日時
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務

記帳濟

(印)

本日新聞通信雜誌發行地所轄道知事ニ対シ左ノ通

通牒セリ

京畿道鐘路警察署ヲ中心ニ模奉取調中ト

同友会関係事件並ニ之ニ関~~聯~~スル事項ハ一切

新聞通信雜誌等ニ掲載セザル様貴管下各発行

責任者ニ警告相成タシ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名

及知法堂

受信年月日時

昭和五年七月五日午後五時十分受

處分結果

受信者名

及知法堂

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)



梅屋仰哉



目下京越鐘路警察署ノ中心ニ撞入ノ取調中ノ同友人會

六月二十五日松原君與松原山村正吉
氏來探知件事生
申裁シテハ以テ内務省ニ於テ相違
悉和協至具申シテ為事ハハ若海
相宜ノ上回答ルハ為事回附ハ
同友人會

記帳濟 (印)

事務官

事件ニ關シテハ本月十日附記事見止方警係長ニ

御依頼電報ニ多ク及_ルニカ未_レ知事件ノ全貌ハ判明セ_ルニ

ハ其_レ後取調ノ概要ニ依_リハ鮮人民族主義者等ノ秘

密結社事件ニシテ其_レ關係者中ニハ全鮮知識階級ノ

之_レ屬_スニ_テ連累者多ク事件ハ相當擴大_スル_ニ思_ハル_ニシ

之_レハ新聞等ニ掲載セ_ルニ_テ故_テハ搜查上支障_ルニ_テ勿

論一般民族意識の利権と統治上ニ及ボス影響尠

カチカニニ付先カ御手配中トハ思料セシム、之特ニ内地新カ

記子ヲ取歸カ御能意想如煩ニ度重言ノ尚存也ス。

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後 前	午 後 前				官 報
	時	時				
	分	分	號	局	字	
<p>カクニカニノワキニ 夕ニセハノニ 夕レキセカヤニノハニセ 夕ノニニニニニニニ 夕ノニノノノノノノ 夕ハノノセノノノノノ 夕ノニカノニニニニ 夕ウヤク中ヤニニク 夕トオノニ中ニノニセカ 夕ノ木ノキノノノノニ</p>				X トイ リセ ニホ ラ レ セ ソ カ ゾ	定指 人信受	2
				番着		
				附	日	




紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午後 後前	午後 後前				官 報
	時	時	號	局	字	
	分	分	號	局	字	
<p>山 千 山 山 = ヲハ 山 山 ヲ =</p> <p>也 ハ キ 久 才 キ ソ 也 山 ト 千</p> <p>千 一 山 山 日 山 山 山 日 = 山 山</p> <p>山 山 十 水 山 山 山 山 山 山 = 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p> <p>山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山</p>						定指 人信受 3 番着



紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	種類
	午 後 前	午 後 前				官 報
	時	時				
	分	分	號	局	字	
				定指	人 信 受	
✓ラハハオイ イニト中 スタリリ乙 レクヨ乙乙 セカアマフ イ井ヒリ ムネワカ ソイオイ カイラ				番着	4	
				附		

秘

寫

六月三日 警務局長 宛
再復書上ノ回報

昭和十二年六月二十六日午後五時十八分受

朝鮮總督府警務局長

管理局長宛

電報譯文

管警秘第七四〇號御照會ノ件、同友會ハ在米朝鮮獨立團體興士團ノ
鮮内別働團體ニシテ興士團ノ創始者タル安昌浩ヲ頭首トシテ鮮内民
族主義者ノ巨頭ヲ網羅シ表面修養團體ヲ装ヒ目的ノ達成ヲ企圖シツ
ツアリタルヲ京城鍾路警察署ニ於テ探知シ、目下京城、平南、平北
ニ亘リ安昌浩以下四十九名ヲ檢舉取調中ナルガ本會ハ鮮内事屬團體
ノ牙城トシテ自他共ニ認メ來リタルモノナルヲ以テ治安ノ究明ニハ

事案

民族



招 務 省

慎重ヲ期シツツアリテ一般新聞ニ報道セラルルニ於テハ捜査ヲ困難
ヲヲシムル外民心ノ衝動甚シク或ハ暴動事件等ヲ惹起スルヤモ保シ
難キニ付新聞記事御取締方御相煩度御依頼ス

タイプライター用紙全葉(青田納)

昭和十二年六月十六日午後五時十八分

朝鮮總督府 保安課長

警務局長先

電報譯文

同友会ハ在米朝鮮獨立團體興士團ノ鮮外別働團體ニシテ興士團ノ創始者タル安昌浩ヲ頭首トシテ鮮外民族主義者ノ巨頭ヲ網羅シ表面修養団体ヲ装ヒ目的ノ達成ヲ企圖シツアリタルヲ京城鐘路警察署ニ於テ探知シ十六日平壤ニ於テ安昌浩以下十三名十七日平壤宣川ニ於テ三十九日宣川ニ於テ三十一日新義州ニ於テ一名ヲ夫々檢挙シ目下証拠物件整理中ナルカ事ハ最初豫想ノ通り展シツアリ、而シテ

内務省

本事件ハ群内有カ民族主義者ヲ網羅セラル觀
テリ關係方面ニ對シテハ相当深刻ナル衝動ヲ
與ヘ殆ルモノノ如ク思科セラルヲ以テ民心ノ動
向等ニ對シテハ嚴重査察ヲ加ヘ殆ルカ一部有
カ者ニ於テハ当局ノ措置緩和方ニ就キ執拗ナ
ル運動ヲナシツラアリ目下檢挙総人員四十九
名

内務省

圖書課長

朝鮮總督府



大臣次官、局長報告案

校査記事差止ヲ為シタル理由 (朝鮮總督府依頼)

本件記事差止ノ同友会ナルモノハ在米朝鮮獨立團興士團、

鮮内別動団作ニシテ鮮内民族主義者ノ巨頭ヲ網羅シ表面

修養団作ヲ装ヒ不穩計画ヲ企図シツ、アリタルヲ京城鐘路

警察署ヲ中心ニ頭目安昌浩以下四十九名ヲ檢擧スルト共ニ

朝鮮ニ於テハ新聞記事掲載差止ヲ爲シ目下極秘裡ニ取調
中ナルガ内地發行ノ新聞紙ニシテ右ノ事實ヲ暴露セラルルニ於テハ
搜查上極メテ甚大ナル障害ヲ生セシムル虞アルト共ニ及心ヲ衝動シ
或ハ不祥事件ヲ惹起スルヤモ保レ難キ趣ヲ以テ内地新聞紙ニ
対スル記事差止ヲ依頼シ来リタルガ内地ニ於テハ此ノ種犯罪搜查上
ノ事案ハ検事差止ノ範圍ノモト認メラルルモ朝鮮ニ在リテハ新
聞法制上當該制度ヲキテ以テ特ニ右ノ事由ヲ諒シ主トシテ朝鮮ニ移

内務省

送セラルル新聞紙ニ對シ本件記事ヲ停止ヲ為シタリ

警視廳 總務課 長

大阪、愛知、武蔵、山口、福岡、各縣、府、廳、長、官、兼

新聞記事停止ニ關スル件

差止（十二）第二五號

昭和十二年六月二十九日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿

大阪、愛知、廣島、山口、福岡
各廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

京畿道鍾路警察署ヲ中心ニ檢舉取調中ノ同友會關係事件竝ニ之ニ關聯
スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各主要日刊社ニ示達相
成 度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	中島	6月30日 前 後 4時25分	三浦	昭和三十二年六月三十日
大阪府電話	皆木	6月30日 前 後 4時40分	小長谷	
愛知縣電話	所田	6月30日 前 後 4時10分	原田	
各廳府縣 各殖民地)電報		月 日 前 後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前 後 時 分		

甲乙ノ種別
丙

案起 26
昭和三十二年六月二十日
局受
月第
日號
局送
月
日
施行 七月一日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

警視庁、大阪、愛知、即時電話手配
其、他、府縣、書面通牒相成可然哉

第一電報案

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒、滿洲國ノ交通

ニ大

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

等ニ関スル記事差止ニ付 湯原、佳木斯間、

トウゲンチヤムス

定期航空路ハ未ル七月一日ヨリ新設スル上日本

日兵東軍司令部ヨリ發表アリ 爲念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地(電報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局

受信年月日時

昭和十五年六月三日 午前 時 分 受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時
月 日 前後 時 分
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢一八三

湯原

柳原 佳木斯間、定期航空路ハ来ル

記帳濟 (印)

七月一日ヨリ新設スル首本日関東軍司

令部ヨリ表了リ 為念

軍務司

圖書部

醫務部

...

...

...

...

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午 後 三 時 五 分	午 後 三 時 二 分	五 〇 九 號	カ ン ト ウ 局	七 七 字	官 報
〃 ヂセル ハヨ ネリ ンハ ヂ 〃 五 白 ヲ 下	ヂセル ヲ ヲ ハ ヂ 〃 五 白 ヲ 下	七キ ツコ キ 一 ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ	ヲ ヲ ン ヤ ヲ ス カ ト ノ 下	定指 番着 附	人 信 受 木 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃



高檢第一八三號

昭和十二年六月三十日

秘



關東局警務部



對	內	朝	臺	關	關	大	駐	民	關	下
滿	務	務	灣	東	東	使	滿	政	東	關
事	省	鮮	京	憲	館	海	部	部	部	部
務	務	警	警	隊	警	部	警	部	警	部
局	保	務	務	司	務	參	務	信	務	局
次	局	局	局	令	部	謀	司	局	係	係
長	長	長	長	官	長	長	長	長	長	員
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

本日別紙寫シノ通り管下各警署長ニ對シ電牒セリ

警署長ニ對シ電牒セリ





高檢第一八三號

昭和十二年六月三十日

秘

關東局 警務部長

關東州 應 警 察 部 長 殿
管下各 警 察 署 長 殿

新聞記事取締ノ件

湯原、佳木斯間ノ定期航空路ヲ來ル七月一日ヨリ新設スル旨本日關東軍司令部ヨリ發表アリ爲念

刻 535

甲乙ノ種別

乙

27

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	市上	7月9日 前夜 1時15分	大石	新 村 3.42 時澤
大阪府電話	操	7月9日 前夜 4時30分	小長谷	新 村 3.45 大石
愛知縣電話	福 頼	月 日 前夜 1時55分		新 村 4.05 "
各廳府縣(各殖民地)電報	福 頼	7月9日 前夜 1時50分	大石	新 村 3.50 洲崎
東京遞信局電話	多 田	7月9日 前夜 4時0分	大石	新 村 4.40 洲崎

案起 昭和十二年七月九日 付局受 月第 日號 局送 月 日

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 差止 二關スル件

退營延期又ハ其ノ解除命令ヲ受ケタル

シキ

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

部隊迄之ヲ推知セシムルガ如キ事項(除

隊状況等、字真ヲ含ム)

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

シ七

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

追而本差止ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取
扱相成度

圖書課長

事務官

理事官

大臣、次官、局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由 (陸軍省依頼)

北支ニ於ケル情勢ニ鑑ミ七月八日京都第十六師團外四箇師團

ニ對シ退營延期命令ヲ發セラシ七月九日内ニ師團ニ對シ解除

命令ヲ發セラレタルガ右事實又ハ之ヲ推知セシムガ如キ事項ヲ報

内務省

道セラルルニ於テハ軍ノ作戦計画上重大ナル障害ヲ生ゼシムル虞
アルニ因リ軍機保持上本件記事差止ヲ為シタルナリ

大正 文部 大臣 内務 大臣

陸軍 大臣

海軍 大臣

逓信 大臣

司法 大臣

丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

案起

昭和十二年七月九日

施行

月 日

主任



局長

圖書課長

事務官



差止内示(号)理事官



年月日

警視庁検閲課長

宛

各片有縣特高課長

新聞記事差止事項内容内示ニ关スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月九日附通牒、退堂延期又ハ其ノ解除ノ命令

ヲ受ケタル師團ニ关スル記事差止ノ内示事項左

記ノ通ニ有之候

記

一記事差止ノ目的

本差止ハ北支ニ於ケル現下ノ情勢ニ果^鑑聯軍

作戰計画ノ機密ヲ保持セントスルニ在リ

ニ記事取締ノ重責

昭和七月八日

~~南支那方面~~ 若手師團ニ対シ退營延期命令ヲ

廣島第五師團外四箇

發セラレ其ノ内若手師團ニ対シ七月九日解除命

京都第十六師團外一箇

令ヲ發セラレタルガ其ノ

ノ部隊名(師團、旅團、聯隊等)及其ノ所在地

2. 部隊数又ハ兵力量

3. 除隊部隊ニ在リテハ除隊状況又ハ其ノ字真

大以上ノ外之ヲ推知セシムルガ如キ事項 例一ハ或ル

聯隊ノ週番士官ヨリ除隊兵出迎、為メ来隊シテ

ル父兄ニ対シ退營延期トナリタル旨傳達スル状況

等、如シ

三、揚載支障ナキ例

一、特定部隊ニ対スル退営延期又ハ其ノ解除ニ关スル陸

軍省令（官報ヲ以テ公布サル）又ハ其ノ範圍内ノ

ハ、多量

記事

二、退営延期ノ命令ヲ受ケザル部隊ニ於ケル除隊ノ状

況

内務省

3. 退營延期命令ヲ受ケタル事實ヲ報道スルニ當リ

「⁷京都以西ノ〇ヶ師團」ニ命令アリタリト為スカ如

ク極メテ抽象的ニ記述シ仰々ノ部隊ニ對スル退營

延期ノ狀況、部隊名、所在地、兵力等ヲ明示セザル

モノハ大体不問ニ附スル見込

昭和十二年七月一日

内務省警保局圖書課 赤羽事務官

殿

郵政 圖書 圖書課
 上海 圖書 圖書課
 本月九日附通牒ノ退管延期又ハ其ノ解除ノ命令ヲ受ケタル師團ニ
 關スル記事差止ノ内示事項御参考迄ニ及送附候

内務省

陸軍

陸軍省令 第三号

昭和十年徵集勲章勲章法第三十二條ノ規定ニ
依リ一階ノ勲章ニ延長ノ名ハ付スル者ニハ其延長ノ解
セシムル事ニ關シテハ其後法施行令第三十條ノ一項
三條ノ規定ニ依ルモ其期間ノ短縮ハ之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年七月 日

陸軍大臣 杉山元

陸軍

第十一号十六号已解止一

此官より第十一号十六号已解止一

(暗号) 番号

陸軍

第十一号十六号已解止一
三ノ二ノ二件也

5610

(11/10)

(三二
五五九)

陸軍

今般特定ノ師團ニ對シ更ニ在在延期
 及在在延期ノ解除ヲ令セラルニ付其師
 團ノ内容及之ヲ覆知シ保入キ一切ノ記
 事會更ノ所ニ在在延期解除部所ノ檢定
 案ノ掲載ヲ差止ム

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

陸軍省警務班

受信者名

警務班

受信年月日時

昭和 年 月 日 前後 時 分 受

處分結果

施行顛末

月 日 前後 時 分 決 裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長了

圖書課長

事務官

理事官

各地中心部近書法以受報

相以子進受

為多理有之文可及 拒
進不化多動說 笑也心限 不問子推不 廿
指示下進受

(電報譯文) (電話聽取書)

新子記事取係之笑心件

記帳濟 (印)

在堂延期命官了之部隊之美之記也

其時十日之內附及報之等友記陸軍有令

公布之之答之之令

陸軍省令第 号

昭和十年徵集兵中兵役法施行令第百五十五條ノ規

定ニ依リ一時在官期間ノ延長ヲ命ゼラレタル者ニ

シテ其ノ延長ヲ解止セラレザル者ノ退官期日ニ

付テハ兵役法施行規則附表第一ノ規正ニ拘ラズ別

ニ之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

年 月 日

陸軍大臣 杉山 元

内務省

兵役

施行令 第三十五條

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要ナル場合ニ於テハ兵役法第

十四條並ニ本令第三十一條第一項、第三十二條及第三十三

條ノ規定ニ依ル在營期間ノ短縮ヲ行ハズ又ハ其ノ短

縮スベキ期間ヲ減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十

六ノ規定ヲ準用ス

参照條文

第十四條 現役兵ニシテ在官中左ノ各号ノ一ニ該当

スル者ノ在官期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

一、品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

二、定員ニ對シ過剩ト爲リタル者

第三十一條 兵役法第十一條ノ規定ニ依ル在官期間ノ短

縮ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル檢定ニ合格シタ

ル者ニ付之ヲ行フ其ノ短縮スベキ期間ハ歩兵科ノ兵
(戦車兵ヲ除ク)ニ在リテハ六月、其ノ他ノ陸軍兵(第
三十三條ニ掲グル兵種ヲ除ク)及海軍兵ニ在リテハ
当該兵種ノ本務ニ應ジテ十日以内トス

前項ノ検査ニ合格シタル者ト雖モ在官間其ノ成
績不良ナルトモハ其ノ者ニ付前項ノ規定ニ依ル
短縮ヲ行ハズ

兵役法第十一條第二項ニ規定スル課程ノ修得
ノ程度ニ関シテハ陸軍大臣及文部大臣之ヲ定ム

第三十一條 兵役法第三十條ノ規定ニ依ル在官

期間ノ短縮ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付

主務大臣ニ於テ軍事上好シクシテ認ムルトキ

ニ限リ之ヲ行フ其ノ短縮スベキ期間ハ概テ四十日ト

ス

一、青年学校ノ課程又ハ陸軍大臣及文部大臣ノ
定ムル所ニ依リ之ト同等以上ト認定シタル課程ニ
付陸軍大臣ノ定メタル程度ノ課程ヲ修得セザル
者

ニ前号ニ規定スル陸軍大臣ノ定メタル程度ノ課
程ヲ修得シタル者ニシテ前條第一項ノ規定ニ合

格セザルモノ

三、前條第二項ノ規定ニ該当スル者

第三十三條 兵役法第十三條ノ規定ニ依リ在官

期間ヲ短縮スベキ兵種ハ輜重兵特務兵及陸軍

衛生部ノ兵トス其ノ在官期間左ノ如シ

一、輜重兵特務兵 概テ二月

二、衛生兵 一年六月但シ陸軍補充令第八十八條

ノニ、規定ニ依リ衛生兵ヲ命ゼラレタル者ノ在